

## 第4章 総合評価

### 4.1 総合評価

本事業の実施による生活環境への影響について、現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した。

本事業の焼却施設という事業特性及び立地環境を考慮し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、植物、動物、景観の8項目を調査項目として選定し、それぞれについて現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した（水質は現況調査のみ）。その結果、いずれの項目についても生活環境への影響はないか軽微であると評価された。従って、本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価できる。

### 4.2 影響要因ごとの評価

#### 4.2.1 煙突排ガスの排出

計画施設の稼働に伴い排ガスを大気中へ放出することとなるため、排出される汚染物質が十分低減されていることが重要となる。排ガス中の大気汚染物質濃度については、法令等に定められた基準の満足にとどまらず、国内トップクラスの公害防止基準を設け、適切な排ガス対策を実施する計画である。大気の拡散予測の結果から、公害防止基準を満足する十分な性能を有する施設を整備することにより、排ガスに由来する周辺の大気質、悪臭への影響は小さく、かつ現施設の影響よりも確実に小さくなる。現況調査の結果からは、現施設の稼働中においても大気の状態は良好であるが、さらに影響が小さくなるものと予測されるため、生活環境に対する影響は小さいと判断できる。

#### 4.2.2 施設排水の排出

計画施設からの排水は下水道放流とする計画のため、周辺の水質環境への影響はないと判断できる。

#### 4.2.3 施設の稼働

計画施設の稼働に伴い生じる騒音及び振動については、法令等に定められた基準と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、定期的な監視を行う計画である。公害防止基準を満足する十分な性能を有する施設を整備することで、生活環境への影響は十分小さいものとする事が可能であると判断できる。

#### 4.2.4 施設からの悪臭の漏洩

計画施設からの悪臭の漏洩については、法令等に定められた基準と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、定期的な監視を行う計画である。十分な悪臭漏洩防止対策を講じることにより、生活環境への影響は十分小さいものとする事が可能であると判断できる。

#### 4.2.5 廃棄物運搬車両の走行

計画施設への廃棄物の搬入にかかる交通量は、年間で搬入車両が最も多い日の交通量を現況の交通量に加算しても、車両の走行に伴う大気質及び騒音・振動への影響は、現状と比較してほとんど差はないと予測され、影響は小さいものと判断できる。

#### **4.2.6 施設の存在**

計画施設の存在による植物、動物への影響については、土地造成による一部の動植物の個体への影響は生じるものの、植物相及び植生への影響、貴重な動植物の地域個体群への影響はほとんどないと予測され、自然環境への影響は十分小さいものとする事が可能であると判断できる。

また景観については、高山市で定める景観計画に十分配慮した施設とすることで、地域の景観と調和した違和感のない景観を実現することが可能である判断できる。

#### **4.3 環境保全対策**

本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価するが、これは、環境保全対策の適切な実施が前提となっている。建設する際には、事業計画に基づく環境保全対策を確実に実施し、性能試験等により公害防止基準が遵守されているかの確認を行う。